

北九州市小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、北九州市小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、北九州市に於ける小学生バレーボールチーム及び団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 小学生バレーボール競技会の開催
2. 小学生バレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボール指導者の育成、講習会、研修会の開催
4. 小学生バレーボールの審判員の養成と審判講習会、研修会の開催
5. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4条 本連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 組 織

第5条 本連盟は北九州市に於ける小学生バレーボールチーム及び団体をもって組織し、日本小学生バレーボール連盟、福岡県小学生バレーボール連盟、福岡県バレーボール協会、並びに北九州市バレーボール協会に加盟する。

第6条 本連盟への加入は、登録をもって行なう。

第5章 役 員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長1名・副会長 若干名・理事長1名・副理事長 若干名・常任理事 若干名・理事 若干名・監事2名
副会長、副理事長、常任理事、理事の数は別に定め、他に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第8条 会長は理事会に於いて推薦する。会長は本連盟を代表し会務を統括する。

第9条 副会長は理事会に於いて推薦し、会長がこれを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代行する。

第10条 理事長は常任理事会の互選とし、会長がこれを委嘱する。理事長は会務を掌理し、理事会・常任理事会の決するところに従い会務を執行する。緊急事項については理事長が執行することができる。但し、この場合次期理事会、常任理事会において承諾を得る事を必要とする。

第11条 副理事長は事務局長が兼任し、会長がこれを委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があった場合はその職務を代行する。

第12条 常任理事は理事会に於いて選出し、会長がこれを委嘱する。常任理事は本連盟の常務を処理し執行する。

第13条 理事の選出は別に定め、会長がこれを委嘱する。

第14条 監事は理事会に於いて理事以外の者を選出し、会長がこれを委嘱する。監事は本連盟の会計を監査する。

第15条 役員（名誉会長、顧問、参与を除く）の任期は2年とし、留任は妨げない。

第16条 総会は本連盟に登録された団体で組織し、毎年1回会長が招集する。

第17条 理事会は毎年1回会長が招集し議長となる。会長が必要と認めた場合、又は理事の3分の1以上から会議の

目的を示して請求があったときは、2週間以内に招集しなければならない。

- 第18条 理事会は本連盟の規約の変更・予算・決算の承認、役員を選出をする他、本連盟の基本事項を審議決定する。
- 第19条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、理事長が議長となる。緊急やむを得ない場合で理事会が成立しないか、あるいは会長が理事会の招集が不可能であると認めた場合には、たとえ理事会の権限に属する事項であっても常任理事会が審議決定することができる。但し、この場合は次期理事会において、その承認を受けなければならない。
- 第20条 すべての会議は役員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の議決をもって決する。

第7章 専門委員会

- 第21条 本連盟は専門委員会を設置することができる。
1. 委員会は本連盟の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担するとともに、調査研究し理事会の承認を得て処理執行する。
 2. 委員会の設置ならびに解散は理事会の議決による。
 3. **本連盟は、以下の委員会を設置し、委員長及び副委員長の役職をおき、職務を遂行する。**
 - ・競技委員会 ・審判委員会 ・ソフトバレー委員会 ・指導普及委員会 ・登録委員会 ・倫理委員会
 - ・その常任理事会が必要と認めた専門委員会
 4. **各委員会の役職は、兼任を妨げない。**
 5. 委員会の機構ならびに分担所管事項は、理事会の承認を得て細則を定める。

第8章 会 計

- 第22条 本連盟の経費は次のものをもってあてる。
1. 福岡県バレーボール協会、及び公共団体から交付される補助金。
 2. 会費
 3. その他
- 第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第24条 本連盟の予算は毎会計年度の開始前、常任理事会で編成し、理事会の承認を得なければならない。決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経て理事会に報告し、総会の承認を得なければならない。

第9章 事 務 局

- 第25条 本連盟の事務は事務局において処理する。事務局は北九州市に置く。
1. **事務局は、事務局長1名、事務局員若干名をもって構成し、事務全般の円滑な執行にあたる。**

第10章 規約の改正

- 第26条 本連盟の規約の改正は理事会において3分の2の同意を得なければならない。
- 第27条 本連盟の規約の施行について必要な細則は理事会において定めることができる。

- 付則1. この規約昭和63年4月1日から施行する。
- 付則2. この規約は平成4年4月1日から改定施行する。
- 付則3. この規約は平成6年4月1日から改定施行する。
- 付則4. この規約は平成10年4月1日から改定施行する。
- 付則5. この規約は2019年4月1日から改定施行する。**

北九州市小学生バレーボール連盟施行細則

第1条 この細則は、第4章第6条及び第5章第7条、第11条、第12条、第13条、第18条に関するものである。

第2条 第4章第6条については、次の通り定める。

1. 未登録のチームで次年度に登録を行なうチームについては、本年度の新人戦についてのみ、参加費を納めれば試合に参加することを認める。

第3条 第5章第7条については、次のとおり定める。

1. チームに所属してなくても役員に選出できる。

第4条 第5章12条については次の通り定める。

1. 常任理事は門司、小倉北、小倉南、八幡東西、**若松、戸畑**ブロックより各1名を選出する
選出にあたっては、ブロック毎に分け各ブロックの理事の互選とする。
2. 理事会が必要と認めた場合は、上記以外に理事の中から常任理事を選出できる。
3. 理事長が選出されたブロックの理事より常任理事を1名補充する。

第5条 第5章第13条については次の通り定める。

1. 各区の理事数は、各区の登録チーム数によって決定する。但し、理事選出の基本的考え方は、3チームをもって理事1名とする。
2. 理事会が必要と認めた場合は上記以外に理事を補充できる。

第6条 規約5章第18条に基づき、北九州市小学生バレーボール連盟の旅費規程を定め次の様に施行する

1. 常任理事会・理事会・専門部会に参加した場合1回500円を支給する。
2. 上記以外の会議については常任理事会で審議決定し、理事会の承認をえる。

第7条 本細則は理事会の議決によって変更することができる。

附則1. 本細則は、平成4年4月1日から施行する。

附則2. 本細則は、平成6年4月1日から改定施行する。

附則3. 本細則は、平成18年4月1日から改定施行する。

附則4. 本細則は、平成19年4月1日から改定施行する。

附則5. 本細則は、平成23年4月1日から改定施行する。

附則6. 本細則は、平成25年4月1日から改定施行する。

附則7. 本細則は、2019年4月1日から改定施行する。

団体登録規定

北九州市小学生バレーボール連盟

北九州市小学生バレーボール連盟（以下本連盟という）の団体登録規定を本連盟の活動や競技会等の運営を円滑かつ教育的におこなうことを目的に第4章に基づき下記の通り定める。

第1条 登録

- ① 本連盟に加盟登録しようとする団体は、**福岡県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」と記す）所定の書式に必要事項を記載し、本連盟事務局に申請するものとする。**
- ② 本連盟事務局に登録申請をした団体は登録申請した選手全員を日本バレーボール協会へ登録するものとする。但し、県小連へ登録をしない団体はこの限りではない。
- ③ 登録の有効期限は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条 登録構成員の資格

登録構成員の資格は、**県小連の登録規定に則り、本連盟の登録団体に登録された、4月1日現在12才未満の者。**

第3条 登録は一人一団体する。

第4条 登録構成員の追加と抹消

- ① 登録団体は、その登録構成員に追加あるいは抹消が生じた場合は、遅滞なく所定の書式に必要事項を記載し、本連盟事務局へ届出なければならない。
- ② 登録団体は前項の届出と同一の内容を日本バレーボール協会へ手続きを行なう。
- ③ 登録構成員の追加の届出は、登録申請が承認された日からその効力を発し、登録を抹消された者の登録は、抹消の日をもって効力を失う。

第5条 登録構成員の移籍

- ① 登録構成員が所属団体を退団し、新たに別の団体に登録しようとする場合は、**県小連の登録規定に則り、適正な手順で届け出、承認を受けた後、承認された日からその登録は有効とする。**

第6条 登録団体と登録構成員の競技会への参加

当連盟の主催または共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

第7条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反しとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取消し、あるいは一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第8条 本規定に定めがない場合は福岡県小学生バレーボール連盟の団体登録規定を適用する。

- 付 則
1. 本規定は平成12年4月1日より適用する。
 2. 改定規定は平成20年4月1日より適用する。
 3. **改定規定は2019年4月1日より適用する。**

北九州市小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定細則

1. 加盟団体登録と登録構成員について

- ① 前年度より継続して加盟登録を行なう団体は、年度始めに加盟登録規定に従い速やかに登録申請を行なうこと。
- ② 新規登録チームとその構成員については、登録申請が承認された日より効力を発する。
- ③ 前年度と当該年度の加盟登録団体が異なる登録構成員については、登録構成員の移籍についての取扱いに準ずる。

2. 登録団体への加盟登録について

- ① 登録を行なおうとする児童は在籍している小学校に存在する登録団体に**登録することが望ましい**。
- ② 登録を行なおうとする児童が在籍している小学校に登録団体が存在しない場合は、その児童が居住している中学校区内の小学校に存在する登録団体に**登録することが望ましい**。
- ③ 登録を行なおうとする児童が居住している中学校区内の小学校に登録団体が存在しない場合は、同一行政区内の登録団体に**登録することが望ましい**。

3. 登録構成員の移籍について

登録構成員の所属団体の移籍に関する取扱いについては、その事由が正当と認められる場合のみ承認される。
また、前所属団体の承認がえられること。

- ① 居住地の変更
- ② 所属団体の解散
- ③ その他（教育的配慮を必要とする場合等）

4. 団体登録規定について不具合が生じた場合は理事会にて審議決定する。

- 付 則
1. 本細則規定は平成12年4月1日より適用する。
 2. 改定細則規定は平成20年4月1日より適用する。
 3. 改定細則規定は平成25年4月1日より適用する。
 4. **細則規定は2019年4月1日より廃止する。**